

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における主な検討内容と結論

【論点①】

基本理念に「暴力団と交際しない」ことを盛り込むかどうか

【論点②】

市民の義務違反に対して、罰則や行政指導などの措置を設けるかどうか

【論点③】

市の事務事業において、どこまでを排除対象の範囲とするか

【論点④】

すすきの地区を暴力団排除特別強化地域と設定し、別途、規制を設けるかどうか

「交際」の定義が困難であるため、基本理念には「暴力団と交際しない」という規定は盛り込まない

北海道条例との比較均衡を考慮し、また、警察組織を有しない市が違反事実を確認するのは困難なことから、市民一般規定すべきではない

すべての下請け・孫請けから排除する。
また、暴力団共生者等についても排除する。

現状においては、市の条例によって規制するまでの段階には至っていないが、情勢の変化など、必要が認められた場合には、検討すべき
(現状の規制では抑止できておらず、市の条例で有効かつ適切な規制を講ずるべきとの少数意見あり)